

ご意見・ご要望		投稿日	平成26年4月2日
件名	自治会とゴミ等の排出について		
本文	<p>地区の自治会に入らないと、生活で出た生ゴミや有価物が出せないと言われたのですが、甲府市はそのような規定があるのでしょうか？</p> <p>以前住んでいた市では、自治会に入っていなくても生活で出るゴミ等は生きていくには出る物なので、普通に出して下さいと言われたのですが、甲府市の今の住まいに引っ越してきて、自治会長にこのような事を言われて驚いております。</p>		
回 答		回答日	平成26年4月10日
担当部署	環境部 廃棄物対策室 収集課		
本文	<p>ご意見いただきました自治会への加入とゴミ等の排出につきまして、本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に収集運搬を行っており、その収集方式は、ステーション方式（ゴミ集積所に持ち出されたゴミ等を収集）により実施しています。また、排出ルールに従って市で承認した集積所に排出されたゴミ等は、自治会への加入の有無に関係なく収集しております。</p> <p>なお、集積所につきましては、ご利用になります地域の方が場所を選定し、市が収集業務に支障が無いことを確認したうえで承認をしております。また、集積所の清掃等の維持管理につきましては、自治会等で行っておりますので、利用方法については、それぞれの自治会の判断により行われております。</p> <p>このため、本市といたしましては、対象地区の自治会と具体的な解決策に向け協議してまいりたいと考えております。</p> <p>今後とも、環境行政に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		